**令和４年度座間市職員早期退職募集実施要項**

座間市職員の退職手当に関する条例（昭和６０年座間市条例第３８号。以下「条例」という。）第８条の２第１項第１号の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、定年前に退職することを希望する職員の募集（以下「早期退職希望者の募集」という。）を行う。

１　募集の対象となる職員

　　　退職すべき期日において、年齢４５歳以上６０歳未満の職員（昭和３８年４月２日から

昭和５３年４月１日生まれの職員）

※　対象外となる職員

　　　　⑴　会計年度任用職員又は法律により任期を定めて任用されている職員

　　　　⑵　令和５年３月３１日までに定年に達する職員

　　　　⑶　懲戒処分（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条の規定による懲

戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）をいう。以下同じ。）を令和４年７月１日において受けている者又は同日から同年９月３０日までの間に受けた者

２　退職すべき期日

　　　令和５年３月３１日

３　募集人数

　　　特段の定めなし

４　募集期間

　　　令和４年７月１日（金）　午前８時３０分から

　　　令和４年９月３０日（金）　午後５時１５分まで

５　応募又は応募の取下げの手続

⑴　応募は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（第１号様式）に必要事項を記入の上、上記４の募集期間内に総務部職員課長に提出してください。

　⑵　応募の取下げは、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（第２号様式）に

必要事項を記入の上、速やかに総務部職員課長に提出してください。

６　早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定

　　　早期退職希望者の募集に係る応募があった場合は、次項７に該当するときを除いて、早

期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行います。認定の通知は、令和４年１０月下旬の交付を予定しています。

７　早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行わない場合

早期退職希望者の募集に応募した職員が、次の⑴から⑶までに該当する場合には、早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行わない旨の決定をします。この場合の不認定の通知は、令和４年１０月下旬の交付を予定しています。

⑴　この募集実施要項に適合しないとき

⑵　応募後に懲戒処分を受けたとき

⑶　懲戒処分を受けるべき行為（在職期間中における当該職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなもの）をしたことを疑うに足りる相当な理由があるときその他応募をした職員について認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認めるとき

８　認定が効力を失うとき

　 ⑴　懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第２８条第４項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき

　⑵　退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき

　　⑶　募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（⑴及び⑵に掲げるときを除く）

　⑷　懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたとき

　⑸　応募を取り下げたとき

９　退職日の繰上げ又は繰下げ

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行った後に生じた事情により、当該認定を受けた職員が退職すべき期日（令和４年３月３１日）に退職することが公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、当該職員にその旨及びその理由を明示し、当該職員の同意を得た上で、当該職員が退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあります。

１０　退職手当の特例措置

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を受けて退職すべき期日に退職した

場合、条例第４条又は第５条の規定に基づき、次の特例措置があります。

⑴　自己都合退職よりも割増しされた支給率

定年退職の場合と同様の支給率で退職手当が支給されます。

　　　⑵　退職時給料月額の割増しについて（退職すべき期日における勤続年数が２０年以上

の場合のみ）

定年（６０歳）と退職すべき期日における年齢との差１年につき３％の割合（５９

歳で退職する場合は２％）で、退職時給料月額が割増しされます。

１１ その他

　　　早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を受けた職員は、所属長を経由して退職願を総務部職員課長に提出してください。

１２　問合せ先

　　　　総務部職員課人事研修係

電話：０４６－２５２－７９１１（内線２４５２・３）

【参考】退職手当の基本額の算出方法

退職時給料月額 ×｛１＋（３％※×定年までの残年数）｝× 退職理由別・勤続期間別支給率　×　調整率

※　定年までの残年数が１年の者は２％

※{　}内の特例措置が適用されるのは、退職すべき期日における勤続年数が２０年以上の職員のみ

注）勤続年数の算定には除算期間がありますので御注意ください。

⑴　休職・停職期間：その月数の1/2を除算

⑵　育児休業：その月数の1/2を除算（子が１歳に達した日の属する月までの期間は、その月数の1/3）

第１号様式（第３条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

　　　応募年月日　 年　　　　　月　　　　　日

（宛先）任命権者

応募申請者　所　　属

職 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　　名　　　　　　　　　　　 印

職員番号

私は、座間市職員の退職手当に関する条例第８条の２第７項の規定により、このたびの早期退職希望者の募集に応募します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　応募をする早期退職希望者の募集について | |
| 募集の期間 | 年　　月　　日から　　　　 年　　月　　日まで |
| 退職すべき  期日又は期間 |  |
| 備　考 |  |

（注）　募集の期間及び退職すべき期日又は期間は、募集実施要項に記載されている期日及び期間を記入すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２　応募申請者について | | | |
| 級号給 | 給料表（行政職・技能労務職）　　　　　　　級　　　　号給 | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年　　齢 | 歳 |
| 採用年月日 | 年　　月　　日 | 勤続年数 | 年　　　月 |

（注）令和４年７月１日現在で記入すること。

（事務処理欄）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受理年月日 | 年　　月　　日 | 受理番号 |  |

第２号様式（第３条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

（宛先）任命権者

取下げ申請者　所　　属

職 名

氏　　名　　　　　　　　　　　 印

職員番号

私は、座間市職員の退職手当に関する条例第８条の２第７項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　取下げ申請をする早期退職希望者の募集について | | |
| 募集の期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで | |
| 退職すべき  期日又は期間 |  | |
| ２　認定について | | |
| 認定通知書に記載された認定年月日 | | 年　　月　　日 |
| 退職すべき期日又は期間 | |  |

（注）２　認定についての欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち退職すべき期日又は期間の欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合にあってはその期日を、それ以外の場合にあっては退職すべき期間を記入すること。

（事務処理欄）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受理年月日 | 年　　月　　日 | 応募申請書の  受理番号 |  |

第３号様式（第４条関係）

認定通知書

認定年月日　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

あなたから　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、座間市職員の退職手当に関する条例第８条の２第９項の規定により認定の決定をしましたので、同条第１０項の規定により通知します。

　また、懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたときは、当該認定は効力を失います。

|  |
| --- |
| １　退職すべき期日又は期間 |
|  |
| ２　備考 |
|  |

（注）１　退職すべき期日又は期間欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入しています。